

2021年12月号トピックス

歳入局は、電子納税取引を強化するため、Open API接続を開始しました。

仏歴 2564 (2021)年 11月 30 日、内閣より大蔵省令案 No. が承認された。電子システムでの納税申告書、様式、申込書、申請書、または歳入法典に基づくその他の文書の提出について、歳入法典に基づき発行されたものである。登録事業者と納税者は、税務申告書、様式、申込書、申請書、または、歳入法に基づくその他の文書を提出するだけでなく、局長によって定めた 条件に従って、オープンアプリケーションプログラミングインターフェース（OPEN API）または他の電子プロセスを介して電子システムで歳入局の税務処理のための証拠書類を提出するものとします。

土地・建物に対する税率 仏歴 2564 (2021)年

仏歴 2564 (2021 年) 土地・建物の税率を規定する勅令は、土地・建物の仏歴 2565 (2022 年) 以降の税率課税を以下のように規定しています。

No.	用途の種類	課税標準額 (百万バーツ)	税率
1.	農業用の土地・建物	75 以下	0.01
		75-100	0.03
		100-500	0.05
		500-1,000	0.07
		1,000 以上	0.1
2.	A. 所有者が個人である居住用の土地・建物で、戸籍法に基づく戸籍簿に名前が記載されているもの。	25 以下	0.03
		25-50	0.05
		50 以上	0.1
		40 以下	0.02
	B. 所有者が個人である居住用建物で、戸籍法に基づく戸籍簿に名前が記載されているもの。	40-60	0.03
		60-90	0.05
		90 以上	0.1
		50 以下	0.02
	C. A および B. 以外の住宅用土地・建物。	50-75	0.03
		75-100	0.05
		100 以上	0.1
		50 以下	0.3
3.	1. または 2. 以外の他の便益のための土地または建物	50-200	0.4
		200-1,000	0.5
		1,000-5,000	0.6
		5,000 以上	0.7

4. 未使用又は、空き家用の土地又は、建物	50 以下	0.3
	50-200	0.4
	200-1,000	0.5
	1,000-5,000	0.6
	5,000 以上	0.7